

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	ティー・ハンズオンインベストメント株式会社 代表取締役 藤巻 正司
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市中区栄1 - 1 1 - 4
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成25年11月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ネクステージ
証券コード	3186
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ティー・ハンズオンインベストメント株式会社
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区栄 1 - 1 1 - 4
事務上の連絡先及び担当者名	ティー・ハンズオンインベストメント株式会社 林 弘美
電話番号	052-219-7607

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年10月28日
訂正箇所	平成25年11月1日に提出致しました変更報告書につき、変更報告書提出事由、株券等保有割合 及び 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況において、一部訂正致します。

## （訂正前）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

新株予約権行使に伴う株券等の内訳の変更 及び 当該株券等に関する担保契約等の変更

## （訂正後）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

新株予約権行使に伴う株券等の内訳の変更

## （訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年10月28日現在）	V	3,181,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		12.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		12.57

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年10月11日現在）	V	3,248,500
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		12.31
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		12.57

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年7月30日	普通株式	40,000	1.26	市場外	処分	1564
平成25年10月28日	新株予約権	40,000	1.26	市場外	処分	新株予約権行使
平成25年10月28日	普通株式	40,000	1.26	市場外	取得	新株予約権行使 250円

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年10月28日	新株予約権	40,000	1.23	市場外	処分	新株予約権行使
平成25年10月28日	普通株式	40,000	1.23	市場外	取得	新株予約権行使 250円

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

法第27条の23第3項本文の40,000株については、弊社本体で保有しております。

法第27条の23第3項第2号の360,000株については、弊社が無限責任組員となっているティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合（以下「本組合」という）が保有しております。

弊社が無限責任組員である本組合が保有する株式につき、主幹事会社に対し以下内容を約束しております。平成25年7月19日（当日を含む）から平成25年10月27日（当日を含む）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本件株式の譲渡または処分等を行わないこと、また、弊社の指示により法人または個人に行わせないこと。但し、以下の場合は禁止される行為には当たらないものとする。本組合による本件株式の売却価格が平成25年7月19日に決定する本件募集・売出しにかかる本件株式の価格の1.5倍以上あって、東京証券取引所において本件株式の初値（当該証券取引所における本件株式の最初の売買成立値段をいう）が形成された後に、主幹事会社を通じて行う東京証券取引所における売却等。

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

法第27条の23第3項本文の40,000株については、弊社本体で保有しております。

法第27条の23第3項第2号の360,000株については、弊社が無限責任組合員となっているティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合(以下「本組合」という)が保有しております。